

# 事務所ニュース

労働保険事務組合  
第一 労務 協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18  
TEL. (075) 864-3336  
FAX. (075) 864-3367  
〒616-0025

社会保険労務士 光 木 事 務 所

## スポット

### 縁故採用は高い買物と心得よ 長期的観点で公平な選考を!!

某県で起きた教員採用の不正事件ですが、根っ子はなかなか深いようです。「口利き」行為はもつてのほかと、世論は非難ごうごうです。

しかし、民間企業で「縁故採用」が広く行われているのは、周知の事実です。これは、法律的にはどうなのでしょうか。企業（事業者）は、「法律その他による特別の制限がない限り」、原則として採用の自由を有します。雇入れ人数、募集方法、選択基準などをどう定めるかは、企業の判断にゆだねられています。法律その他の制限には、労働組合法、障害者雇用促進法、雇用機会均等法などがあります。労組法では組合脱退を入社条件にはいけな

いと定め、障害者雇用促進法では法定率以上の障害者雇用を企業に求めています。均等法は平成一九年に改正・強化されていますが、「募集・採用について性別にかかわらず均等な機会を与える」よう義務付けています。それはともかく、企業は募集方法を自由に定め得るので、必ずしも公募による必要はなく、縁故募集ももちろん合法です。

「ある会社に入りたい」と希望する人がいたとします。公募を待っていたけれど、縁故で「自分よりはるかに能力が劣る（であろう）人」が採用されたとします。それでも、選考結果に不正があり、自分が採用されてしかるべきだったと、主張する

ことはできません。

しかし、教員採用の問題に戻れば、「能力不足の教員が増えれば、最終的に被害を受けるのは子供たちだ」という指摘には耳を傾けるべきでしょう。有力者の子弟を受け入れることが会社経営に有利であっても、それは往々にして短期的な利益にとどまります。一定数以上は、世間レベルでみて優秀な人材を確保しなければ、長期的には自社の競争力を維持できません。

法的には問題がなくても、やはり公募制の導入、公正な選定基準の選定に努めるべきでしょう。女性への均等な機会付与も、自社の戦力アップという観点から、積極的に検討すべきです。

2008

9

# 作業手当

知って得する



## 賃金実務

最近では、家族手当や住宅手当等の主要手当さえも基本給に組み込んで、賃金体系を簡素化する動きが加速しています。しかし、以前は、基本給のアップを抑える代わりに手当を新設・増額するといった「賃上げ闘争上の駆け引き」の結果として、賃金体系が肥大化する傾向が広くみられました。

本来的に言えば、職務内容に依じた肉体的な厳しさ・危険度・環境の劣悪度などは、職務給の決定要素と捉えるべきでしょう。しかし、基本給が年功的で、職務の反映度が低かったため、さまざまな名称の手当が乱立する状況が生じ

作業手当という賃金項目は、以前に比べるやうになつてきているようです。しかし、危険作業や特殊な作業を行う職場では、やはり賃金体系の重要な構成要素の一つです。対象作業に従事する時間に比例して手当を支給する場合、割増賃金の計算には特別なルールがあるので、確認しておきましょう。

ていました。

必然性のない手当は、思い切って削減すべきです。手当が多すぎ

## 特殊・危険職務に付加 割増の計算方法に注意

ると、基本給昇給の意味が相対的に薄らいでしまいます。しかし、たとえば勤務時間のすべてが同一作業ではなく、月によって、日によって、一定時間、特殊な作業に従事する時間が含まれるという職場も少なくありません。そうした

ケースでは、現在でも、作業手当の存在意義は失われていないといえるでしょう。

作業手当は、割増賃金の算定基礎から除外できる七種類の賃金には、含まれていません（労基法第三七条、労基則第一九条）。しかし、作業手当は特定の作業に従事している時間・回数に応じて支給されるものです。

このため、行政解釈では、割増賃金の計算方法について、例を示しつつ基本的な考え方を明らかに

二三・一一・二三基発第一六八号)

●手術に従事した医師に対して支払われる手術手当は、「当該手術手当の与えられる勤務時間が法定の割増賃金を支払うべき時間に該当する場合にのみ割増賃金の基礎となる賃金に含まれる」(昭二六・八・六基取第三〇五号)

手術手当の例については、「出来高払制その他の請負制によって定められた賃金」に関する計算方法(労基則第一九条第六号)に従って計算する」よう求めています。

賃金が出来高払制等の場合は、「時間外、休日、深夜労働に対する時間当たり賃金、すなわち○に該当する部分は、既に基礎となった賃金の中に含まれているのであるから、加給すべき賃金額は計算額の二割五分(休日については三割五分)以上をもって足りる」(昭二三・一一・二五基取第三〇五二号)という扱いとなっています。

しています。

●危険作業(例えば高圧電流の通ずる線を取り扱う作業)が時間外・休日又は深夜になされた場合には、「作業手当を算定基礎に算入して計算した割増賃金を支払わなければならない」(昭